



2020年 1月27日
第83号

JR 東労組 Yokohama

JR東労組横浜地本

発行人 助川一実

編集 情宣部

ホームページ

<http://www.jreu-yokohama1.jp/>



一部地本では、「本部や横浜地本は不当労働行為があっても第三者機関に打って出ようとしていない。会社にべったりの御用組合だ！」と批判されていると聞きました。

横浜地本はなぜ第三者機関を活用しないのか？

現場で不当労働行為を止めることができているからです。

いろいろな理由がありますが、理由の1つは“現場で不当労働行為を止めることができているから”です。横浜地本管内でも残念ながら組合員が「組合を辞めないと試験に合格しない」や「将来を考えたら組合をやめないといけない」と上司に言われたケースが複数件ありました。

言われた組合員は分会役員にどうしたらよいか相談しました。分会は当該組合員に寄り添い共にたたかうという議論をつくり出し、まずは本人に「組合を辞めない」という意思表示をしてもらってきました。

不当労働行為をしてきた上司に直接「私は組合を辞めません」と言ったり、各大会で当該組合員に「不当労働行為があったが組合を辞めない」という発言をしてもらいました。

また分会が職場で不当労働行為があったことを分会の組合員、支部、地本へ周知することで不当労働行為を行った上司に対してみんなの目が厳しくなりました。当該組合員と共に東労組の仲間が現場からたたかいをつくり出してきた結果、当該組合員への不当労働行為は止まりました。

当該組合員の「私は組合を辞めない」という明確な意思表示と仲間が当該組合員に寄り添い「不当労働行為は許さない」という意思で職場を常に見回すことで、当該組合員への不当労働行為は止まってきたのが横浜地本の現実です。



目的は“不当労働行為を止めること”なので、現場からのたたかいで不当労働行為が止められている今、横浜地本は第三者機関を活用する理由がないのです。

目的は“不当労働行為を止めること”です！
組合員の意思表示で不当労働行為はなくなります！